

<ご注意下さい>

○8月20日、韓国疾病管理庁は、ワクチン接種を完了し、隔離免除書を所持する者への隔離免除について、日本を適用除外国に含めることを発表しました。日本から韓国に入国する場合、9月1日以降は、ワクチンを接種し、隔離免除書を取得していたとしても隔離免除は認められません。

○より詳細な情報については、以下を御参照下さい(在日本国大韓民国大使館HP)。

<https://overseas.mofa.go.kr/jp->

[ja/brd/m_1068/view.do?seq=760645&srchFr=&srchTo=&srchWord=&srchTp=&multi_itm_seq=0&itm_seq_1=0&itm_seq_2=0&company_cd=&](https://overseas.mofa.go.kr/jp-brd/m_1068/view.do?seq=760645&srchFr=&srchTo=&srchWord=&srchTp=&multi_itm_seq=0&itm_seq_1=0&itm_seq_2=0&company_cd=&)

(8月27日付疾病管理本部報道資料(仮訳))

全世界でデルタ変異株によるコロナ19の流行が継続

国内予防接種完了者の海外入国時における検査及び隔離免除基準の変更

～(8月27日、中央防疫対策本部 定例ブリーフィング)～

1. 国内予防接種完了者の海外入国時における検査及び隔離免除基準の変更

□中央防疫対策本部は、韓国国内での予防接種が完了し、海外出国後に再入国した者に対しても、PCR検査(入国後1日目)を追加する隔離免除基準に変更すると明らかにした。

○これまで韓国国内の予防接種完了者が「接種終了後2週間が経過した後に出国した場合」に限り、韓国再入国時の隔離免除を行い、PCR検査は計2回(入国前のPCR、入国後6～7日目)を実施してきた。

-接種完了後2週間経過後に出国基準を設定した理由としては、免疫抗体の形成時期を考慮したもので、抗体形成前に出国すれば、相対リスクが高い海外でブレイクスルー感染が起こることを憂慮した措置であった。

○中央防疫対策本部は、入国者の利便性及び行政活動の効率化のため、隔離免除基準を「接種完了後2週間が経過した後に入国した場合」に変更すると明らかにした。

-また、海外から入国する国内予防接種完了者のうち、ブレイクスルー感染者を早期に選り分けるため、入国1日目の検査を追加し、無症状感染者による地域社会への感染遮断を強化することとした。

< 変更事項 >

区分		現行	変更
隔離免除の条件	国内予防接種完了者	接種完了後2週間経過した後に 出国 した場合	接種完了後2週間経過した後に 入国 した場合
診断検査		①入国前 PCR 検査 (新設) ②入国後6～7日目	①入国前 PCR 検査 ②入国後1日目 ③入国後6～7日目

○一方、中央防疫対策本部は、海外入国関連事項を継続的にモニタリングし、感染源の海外流入遮断を強化し、入国者の利便性拡大のための改善策を引き続き模索する方針である。

(後略)

(了)

<出典元 URL>

http://ncov.mohw.go.kr/tcmBoardView.do?brdId=3&brdGubun=31&dataGubun=&ncvContSeq=5864&contSeq=5864&board_id=312&gubun=ALL